

IV

関連計画等

1 あいちビジョン 2030

2020(令和2)年11月、愛知県は、2040(令和22)年頃の社会経済の展望を踏まえた中長期的な計画として「あいちビジョン2030」を策定しました。基本目標を「暮らし・経済・環境が調和した輝くあいち～危機を乗り越え、愛知の元気を日本の活力に～」とし、多核連携型の圏域構造を持つ愛知県においては、人口構造、産業構造、交流基盤などの状況が地域によって異なることから、地域ごとに「めざすべき将来像」、その実現に向けた「地域づくりの方向性」と「主な政策」を示しており、東三河地域について、以下のように記載しています。

<抜粋>

2 めざすべき将来像と地域づくりの方向性

自然・文化に彩られた中で、快適な暮らしと創造性ある産業が営まれている、誰もが訪れたい・暮らしたい地域

3 地域づくりの方向性と主な政策

①快適な暮らしを営む住民と、地域外人材との交流で活力あふれる地域

◆快適な暮らしを支える基盤整備

○豊橋駅前大通二丁目地区第一種市街地再開発事業への支援など、中心市街地における賑わいづくりを図るとともに、豊橋駅、豊川駅、蒲郡駅といった地域内の主要駅を中心に、市街地再開発や都市区画整理等を進める。

②新しい技術を次々と取り入れながら、産業が発展していく地域

◆農商工連携や、地場産業の振興、商店街の活性化

○市町村や商店街組合が行う商店街の活性化に向けた取組を支援する。

2 第6次豊橋市総合計画

総合計画は、社会情勢や国の政策を踏まえた将来展望のもとに、自主的かつ総合的なまちづくりを計画的に進めるために策定するものです。2021(令和3)年度から始まる第6次豊橋市総合計画では、まちづくりの基本理念『私たちがつくる 未来をつくる』を念頭に、新しい時代に対応した未来の豊橋をみんなで創造することとしています。また、目指すまちの姿として「未来を担う 人を育むまち・豊橋」を掲げ、人とまちがともに未来へと成長をし続けているまちの実現を目指しています。

目指すまちの姿は、多様な分野に及んでおり、各分野の理想とする姿として8つ掲げるとともに、分野別に整理した「政策」ごとに「取り組みの基本方針」を示しています。中心市街地の活性化については、以下のように記載しています。

<抜粋>

(分野)6 魅力にあふれ、いきいきとにぎわいあるまち

(政策)1 まちなかの活性化

地域住民、事業者、行政が連携し、老朽街区の更新や魅力ある拠点の整備を行うとともに、広場や通りなどの公共空間の利活用を進め、集い過ぎたくなる「東三河の玄関口」にふさわしいまちなかの形成を目指します。

取り組みの基本方針

1 魅力あるまちなかの整備

居心地が良く歩きたくなるまちなかを形成するため、既存道路や公園等の利活用を行うとともに駅前大通二丁目地区や豊橋駅西口駅前地区等の再開発を進めます。また、空き店舗や空き家などの民間ストックにリノベーションなどで新たな魅力を付加することで、その周辺エリアの価値を高めます。

2 まちなかのにぎわいの創出

中心市街地の商業・サービス業を活性化するため、歩行者天国やまちなかマルシェなど来街のきっかけとなるイベントを開催するとともに、事業者等と連携して魅力ある商業・サービス業の集積を図ります。また、まちなか図書館やまちなか広場のオープン後は、駅前に立地する強みを生かして中心市街地のさまざまな機能と連携し、来街と滞在の促進や回遊性の向上に向けた取り組みを進めるとともに、まちづくり活動の一層の活性化を図ります。

3 豊橋市都市計画マスタープラン 2021-2030

2030(令和 12)年度を目標年次とした豊橋市都市計画マスタープランでは、本市の強みを伸ばしながら市民一人ひとりが安心して暮らし続けることができる都市を目指し、「快適に暮らせるやさしいまち」、「活気あふれる元気なまち」、「自然豊かな美しいまち」、「安心・安全がつづくまち」の 4 つを目標像に掲げています。

中心市街地については、目標像別の方針の中で以下のように記載しています。

<抜粋>

目標像 1 快適に暮らせるやさしいまち

①まとまりのある都市づくり

・集約型都市構造への転換を図るため、都市機能の集積や居住誘導を促進し、持続可能な公共交通ネットワークの形成のもと、まとまりのある都市づくりを進めます。

②拠点づくりと生活圏の形成

・豊橋駅周辺の都市拠点では、都市機能の集積を図ることで、高度で多様なサービスを楽しむことができる拠点づくりを進めます。

目標像 2 活気あふれる元気なまち

①にぎわいと交流の拠点づくり

・豊橋駅周辺の都市拠点では、商業施設・文化施設など広域的な利用を想定した都市機能の集積を高め、多様なライフスタイルに応じた居住と雇用の場を確保し、にぎわいと活気に満ちた東三河の中心にふさわしい拠点の形成を図ります。

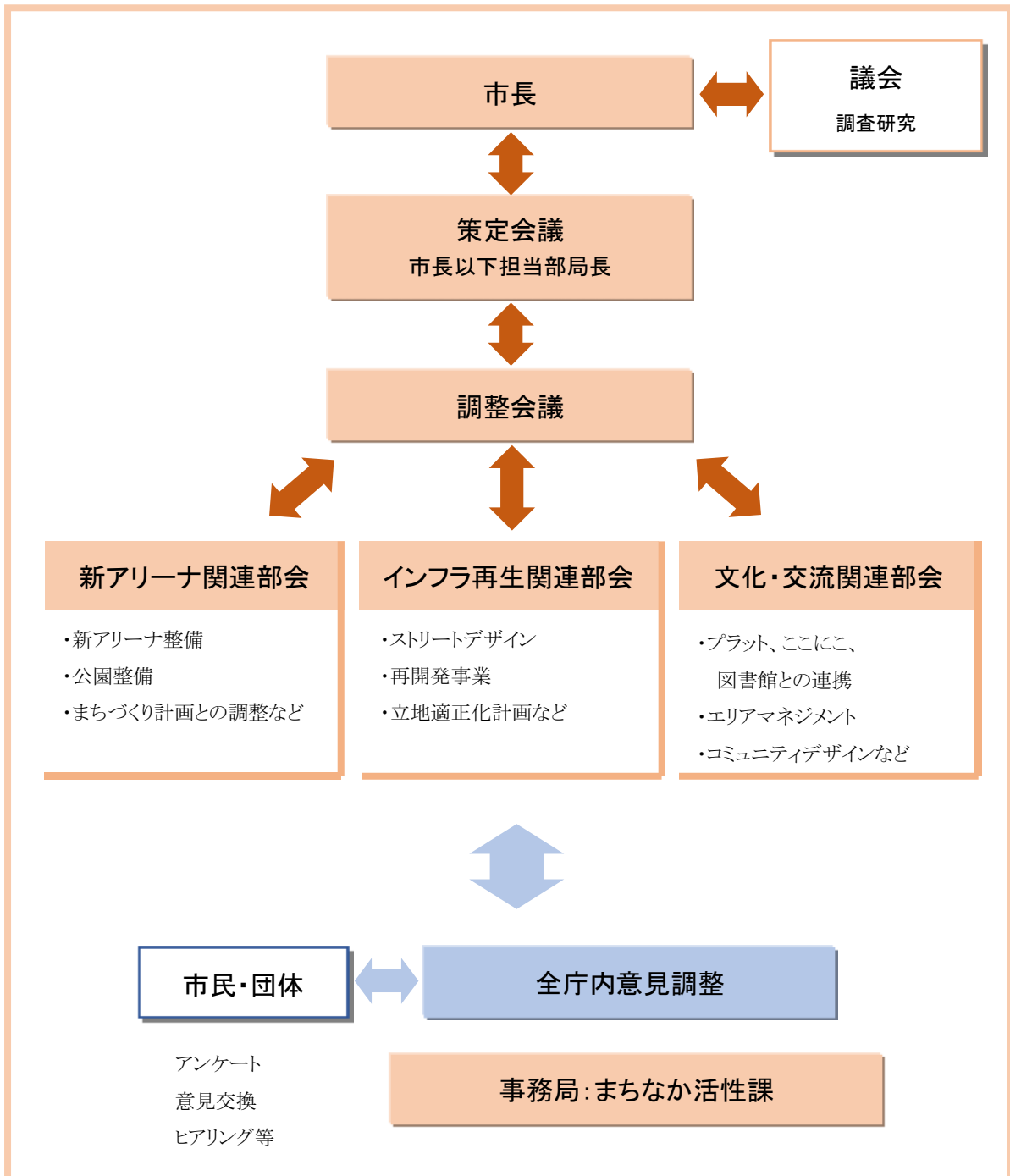
・多くの市民や来訪者が集い、交流できるまちなかの空間形成を促進するため、市民協働や民間活力を活かしながら、中心市街地の活性化を進めるとともに、まちなかに滞在したくなるよう、居心地が良く歩きたくなるまちなかの創出を進めます。

V

策定体制等

1 策定体制

豊橋市中心市街地活性化基本計画策定体制図



(1) 中心市街地活性化基本計画策定会議

中心市街地活性化基本計画を策定するために副市長を会長とし、全部局長等で構成する中心市街地活性化基本計画策定会議を設けました。より詳細な調査検討を行うため、策定会議の下部組織として幹事会を設けました。

豊橋市中心市街地活性化基本計画策定会議設置要綱

(設置)

第 1 条 豊橋市中心市街地活性化基本計画(以下「基本計画という。」)を策定するに当たり、豊橋市中心市街地活性化基本計画策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 策定会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 基本計画の策定に関する方針及び施策の検討
- (2) 基本計画原案の立案

(策定会議)

第 3 条 策定会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長、副会長及び委員には、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 策定会議は、会長が招集する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるときは、副会長のうちから会長が指名した者がその職務を代理する。
- 6 策定会議は、必要と認めるときは関係職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会)

第 4 条 策定会議のもとに部会を設置する。

- 2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、会長が指名した者とする。
- 4 部会は、部会長が、必要に応じて招集し、会務を総理する。
- 5 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会は、次の事項を所掌し、部会長は、策定会議に指定案件の考え方、その他必要な資料を提出する。

指定案件の考え方の取りまとめ

(事務局)

第 5 条 策定会議の庶務は、事務局において処理する。

2 事務局は、都市計画部まちなか活性課その他会長が必要と認める課室の職員をもって組織する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年5月14日から施行する。

【別表 策定会議】

役職	職名
会長	市長
副会長	副市長
〃	副市長
委員	教育長
〃	危機管理統括部長
〃	総務部長
〃	財務部長
〃	企画部長
〃	市民協創部長
〃	文化・スポーツ部長
〃	福祉部長
〃	こども未来部長
〃	健康部長
〃	環境部長
〃	産業部長
〃	建設部長
〃	都市計画部長
〃	総合動植物公園部長
〃	市民病院事務局長
〃	会計管理者
〃	上下水道局長
〃	教育部長
〃	消防長
〃	議会事務局長

(2) 地域住民等を交えた検討の場

パブリックコメント

2021(令和3)年2月6日(土)～3月7日(日)まで、「豊橋市中心市街地活性化基本計画 2021-2025(素案)」に対するパブリックコメントを実施。

2 中心市街地活性化協議会に関する事項

豊橋商工会議所及び(株)豊橋まちなか活性化センターは、2008(平成20)年6月、豊橋市中心市街地活性化協議会を設けた。協議会の構成員は豊橋商工会議所、(株)豊橋まちなか活性化センターの他、商業者、地権者、交通事業者、都市開発事業者、行政からなる12団体の代表者等の13名です。様々な主体が参加するまちの運営を横断的かつ総合的に企画調整し、東三河の顔となるにぎわいのある中心市街地にしていくことを目的とし、基本計画の策定スケジュールにあわせて会議を開催し意見を述べることをしています。

また、協議会の目的を達成するため下部組織として運営委員会を設け、豊橋市の策定会議の幹事会と連携をとりながら、随時運営委員会を開催し意見調整を行うこととしています。

(1) 構成員

【協議会構成員】※2020(令和2)年12月時点。

役職	構成員 団体・企業名	所属・団体 企業等役職	氏名	法令根拠
会長	豊橋商工会議所 (株)豊橋まちなか活性化センター	会 頭 代 表 取 締 役	神野 吾郎	法第15条第1項関係 (商工会議所・まちづくり会社)
副会長	豊橋商工会議所	副 会 頭	河合 正純	法第15条第1項関係 (商工会議所)
委員	株式会社マッターホルン	代表取締役社長	河合 秀矩	法第15条第4項関係 (商業者)
	豊橋ステーションビル株式会社	代表取締役社長	伊藤 裕次	法第15条第4項関係 (商業者)
	株式会社大木家	代 表 取 締 役	大木 伸浩	法第15条第4項関係 (地権者)
	豊橋発展会連盟	会 長	川西 裕康	法第15条第4項関係 (商業者)
	株式会社精文館書店	代表取締役会長	木和田 泰正	法第15条第4項関係 (商業者)

	ヤマサちくわ株式会社	代表取締役社長	佐藤 元英	法第 15 条第 4 項関係 (商業者)
	豊橋市	都市計画部長	古池 弘人	法第 15 条第 4 項関係 (市)
	豊橋市	企 画 部 長	木和田 治伸	法第 15 条第 4 項関係 (市)
	サーラエナジー株式会 社	執 行 役 員 E&S本社企画部門担当	渡会 隆行	法第 15 条第 4 項関係 (都市開発事業者)
	株式会社サンヨネ	代表取締役社長	三浦 和雄	法第 15 条第 4 項関係 (商業者)
	豊橋鉄道株式会社	取 締 役 社 長	小笠原 敏彦	法第 15 条第 4 項関係 (交通事業者)

(敬称略)

【会議等の開催経緯】

年月日	主な内容
2018 (平成30)年	5月22日 第1回豊橋市中心市街地活性化基本計画策定会議 ・豊橋市中心市街地活性化基本計画策定会議の設置について
	6月5日 第1回豊橋市中心市街地活性化基本計画策定部会 ・豊橋市中心市街地活性化基本計画の策定について
	7月24日 第2回豊橋市中心市街地活性化基本計画策定部会 ・第2期計画の評価及び新計画の骨子の考え方について
	7月31日 第2回豊橋市中心市街地活性化基本計画策定会議 ・第2期計画の評価及び新計画の骨子の考え方について
	8月7日 建設消防委員会 ・第2期基本計画の総括と次期計画の考え方について
2020 (令和2)年	5月29日 第1回豊橋市中心市街地活性化基本計画策定部会 ・新豊橋市中心市街地活性化基本計画の策定について
	7月21日 第1回豊橋市中心市街地活性化基本計画策定会議 ・豊橋市中心市街地活性化基本計画 2021-2025(仮称)の骨子の考え方について
	8月3日 第1回豊橋市中心市街地活性化協議会(意見交換) ・豊橋市中心市街地活性化基本計画 2021-2025(仮称)の骨子の考え方について
	11月16日 第2回豊橋市中心市街地活性化基本計画策定部会 ・豊橋市中心市街地活性化基本計画 2021-2025(仮称)(素案)について
	12月2日 第2回豊橋市中心市街地活性化協議会(意見交換) ・豊橋市中心市街地活性化基本計画 2021-2025(仮称)(素案)について
	12月16日 第2回豊橋市中心市街地活性化基本計画策定会議 ・豊橋市中心市街地活性化基本計画 2021-2025(素案)について
2021 (令和3)年	2月5日 建設消防委員会 ・豊橋市中心市街地活性化基本計画 2021-2025(素案)について
	2月6日～ 3月7日 パブリックコメント ・豊橋市中心市街地活性化基本計画 2021-2025(素案)について
	3月 豊橋市中心市街地活性化基本計画 2021-2025 策定